

長期優良住宅 認定申請にかかる注意事項について

- 事前に申請のご予約をお願いいたします。
- 受付時間は、原則午前 8 時 30 分から 11 時 00 分、午後 1 時から 4 時 00 分となります。

なお、上記時間は窓口にて受付確認を受け、受付完了の時間となりますので、受付が完了できないと判断した場合、受付ができないことがございます。

申請には余裕をもってご来庁ください。

- 認定申請に必要な添付図書の内容をご確認いただき、提出図書を整えた上で申請をしていただくようお願いいたします。

提出図書に不備がある場合や根拠資料等が確認できない場合、受付できないことがありますので、ご協力の程、お願いいたします。

- 「建築後の住宅の維持保全の方法及び期間」の記入例

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

維持保全の方法：「別添の維持保全計画参照」など
維持保全期間：30 年間
定期点検実施予定者：法人の場合は法人名、 申請者本人の場合は「認定計画実施者」と記載
定期点検実施予定者所在地：法人の場合は所在地を住居表示で記載、 申請者本人の場合は未記入

- その他の必要な場合の図書
 - ・ 地区計画適合通知書の写し（対象区域の場合）
 - ・ 景観計画区域内の届出書の写し（届出対象の場合）など
- 旧基準で申請される方は住宅性能評価もしくは長期使用構造の確認の申請年月日がわかる申請書等を添付してください。